

令和4年10月25日

各位

長南町役場 福祉課 介護保険係

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の  
臨時的な取扱いについて（お知らせ）

現在、本町では新型コロナウイルスへの感染拡大防止を図ることから、要介護認定の臨時的な取扱いとして、更新申請において被保険者への認定調査が困難な場合、従来の介護認定有効期間に12ヶ月を合算する延長措置をしております。

この臨時的な取扱いについては、令和4年10月14日付の厚生労働省からの通知により、原則として有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者の方に限り適用することとなりましたので、お知らせいたします。

ただし、有効期間満了日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの被保険者の方で、医療機関または施設等に入院・入所中であり、面会ができない措置がとられている等により、調査が実施できない場合のみ、期間延長の申出を受け付けます。（この他に特別な事情があり期間延長を希望される場合には、町福祉課へご相談ください。）

なお、期間延長の申出の際には、被保険者の現在の状況について確認をさせていただきますので、ご承知おきいただきますよう、お願いいたします。

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南 2110

長南町役場 福祉課

Tel : 0475 - 46 - 2116